

第2編 震災編

第3章 災害復旧・復興計画

第1節	災害復旧・復興計画の目的及び概要	301
第2節	災害市民相談	302
第3節	被災者のメンタルケア	304
第4節	公共施設の災害復旧	305
第5節	民間施設等の災害復旧資金対策	307
第6節	被災者への生活援護	308
第7節	復興の基本方針	313

第1節 災害復旧・復興計画の目的及び概要

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建及び社会経済活動の迅速な回復をめざすとともに、より災害に強い安全なまちづくりをめざす。

本章の主な概要は次のとおりである。

1 生活安定のための心の支え

第2節は、市民の生活の安定、生活再建支援のための生活相談の実施について、第3節では、メンタル対策について記述し、その方策を示している。

2 公共施設の災害復旧

第4節では、公共施設の災害復旧について記述し、その方策を示している。

3 災害復旧・生活再建のための資金援助等

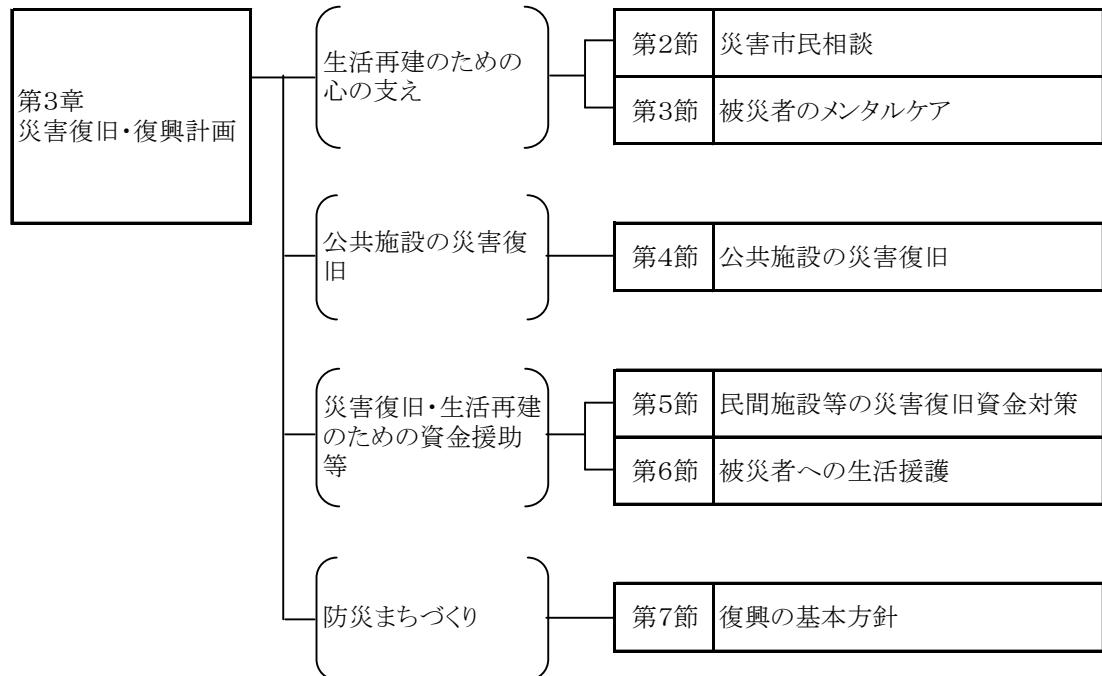
第5節では、民間施設等の災害復旧資金対策について記述し、その方策を示している。

第6節では、被災者の生活支援策のための災害援護資金等の貸付、生活福祉資金の貸付け、災害弔慰金の支給その他について記述している。

4 防災まちづくり

第7節では、復興の基本方針について記述し、その方策を示している。

〔災害復旧・復興計画の体系〕



第2節 災害市民相談

担当課	生活環境課、総務課、社会福祉課
-----	-----------------

1 被災者のニーズの把握及び相談所の開設

生活環境班は、自主防災組織、自治会、民生員児童委員等を通じて、被災者のニーズ把握に努める。

また、災害の状況により、相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係機関に連絡し早期解決を図る。

相談所は、状況に応じ、総合相談所と現地相談所の2種類とする。

なお、状況により、避難所等に相談所が設置できないときは、各避難所の責任者が相談等に応ずるものとする。また、必要に応じ、巡回相談を行う。

2 相談所の開設場所及び開設時期・広報

総合相談所は、原則として、総合保健福祉センター内に設置する。

現地相談所は、原則として、避難施設内に設置する。

また、開設時期は、災害発生による避難がおおむね終了後なるべく早期とし、開設後は、企画広報班と連携し、相談窓口設置の広報を行う。

3 相談業務の内容

災害市民相談所において取り扱う相談内容は、次のとおりとする。

相談内容によっては、相談者を適切に各専門機関へつなげることとする。

(1) 総合相談所

①	行方不明者の捜索
②	ライフラインの復旧
③	廃棄物の処理
④	住宅（仮設住宅、空家情報）
⑤	医療、衛生
⑥	心の悩み
⑦	家電製品、家具の不具合
⑧	雇用、労働
⑨	教育（学校等）
⑩	福祉（障害等）
⑪	生活資金融資等
⑫	生業資金融資等
⑬	税の減免
⑭	法律（借家等）
⑮	生命保険・損害保険
⑯	罹災証明書
⑰	火災関係証明書
⑱	外国人（母国との連絡等）

(2) 現地相談所

現地相談所は、総合相談所と連絡を取り合い、可能な範囲で対応する。

* 小矢部消防署は、消防相談にあたる。

* 罹災証明書は、被災者台帳に基づき、企画広報班が総合相談窓口で発行する

4 相談員の確保

生活環境班は、市民相談体制を確立するため、国・県の担当部局、県・市社会福祉協議会、業界団体、ボランティア等の協力を得て、相談員の確保を図る。

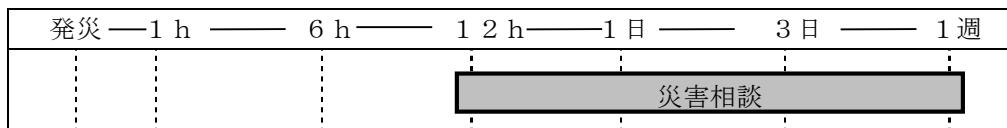
女性の相談員の配置に配意する。

また、市関係部班はそれぞれの担当分野において協力するものとする。

5 実施体制

班	活動項目	班数	各班の構成員	備考
生活環境班	連絡調整	1班	職員 2人	
災害救助班	〃	1班	職員 1人	

6 活動時期の目安



第3節 被災者のメンタルケア

担当課	健康福祉課
-----	-------

災害などで心が傷ついた状態を、心理学では心的外傷後ストレス症候群(P T S D)と呼んでいる。

災害時の恐ろしさが忘れられず、過度の緊張状態が続くことなどが原因で不眠や集中力の欠如、吐き気、頭痛などの症状が出て、放置しておくと、精神に重大な支障を及ぼすことがある。

このため、次により、被災者のメンタルケア対策に取り組むとともに、広報により、その周知を図る。

1 「メンタルケア」相談・診療窓口の設置

県砺波厚生センターと連携をとり、砺波厚生センター小矢部支所及び避難施設等に「メンタルケア」相談・診療窓口を設置し、被災者のメンタルケアを行う。

2 避難所巡回相談の実施

県砺波厚生センターと連携をとり、保健師等による避難所巡回相談を実施し、罹災者のメンタルケアを行う。

3 電話相談窓口の設置

県砺波厚生センター小矢部支所と連携し、24時間対応の相談窓口を設置する。

4 小中学校の児童・生徒へのカウンセリング

県教育委員会と連携し、小中学校にカウンセラーを適切に配置する。

第4節 公共施設の災害復旧

担当課	各関係課
-----	------

災害により被災した公共施設の復旧は、応急措置を講じた後、各施設ごとの災害復旧事業の実施責任者において、迅速に実施するものとする。

1 災害復旧事業計画

- 災害復旧事業の種類は、次のとおりである。
- (1) 公共土木施設災害復旧事業
 - ア 河川公共土木施設災害復旧事業
 - イ 砂防設備災害復旧事業
 - ウ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - エ 道路公共土木施設災害復旧事業
 - (2) 農林業施設災害復旧事業
 - (3) 都市災害復旧事業
 - (4) 上下水道災害復旧事業
 - (5) 公営住宅災害復旧事業
 - (6) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業
 - (7) 病院、医療施設災害復旧事業
 - (8) 学校施設災害復旧事業
 - (9) 社会教育施設災害復旧事業
 - (10) 文化財災害復旧事業
 - (11) その他の公共物災害復旧事業

2 激甚災害の指定促進

災害が発生した場合は、すみやかに公共施設の災害の実態を把握し、早期に激甚災害の指定がうけられるように努めるものとする。

【激甚災害指定基準】

- (1) 適用条項（適用措置）

激甚法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）

- (2) 指定基準

次の①又は②の要件に該当する災害。ただし、当該施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。

① 激甚法第5条の措置が適用される激甚災害

② 農業被害見込額

当該年度の全国農業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激甚災害

ただし、上記に該当しない場合でも、水産業共同利用施設に係るものについては、当該災害による漁業被害見込額が農業被害見込額を超えるか、かつ、次の③又は④の要件に該当する災害。ただし、水産業共同利用施設の被害見込額が5,000万円以下の場合は除外。

③ 漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設）の被害見込額

当該年度の全国漁業所得推定額の0.5%

④ 漁業被害見込額

当該年度の全国漁業所得推定額の1.5%であることにより激甚法第8条の措置が適用される激

甚災害

【激甚災害指定の手続きの流れ】・・・資料編「15-11」

【激甚災害指定基準】・・・資料編「15-12」

3 緊急災害査定の実施

災害が発生した場合は、すみやかに公共施設の災害実態を調査し、災害査定の緊急な実施が容易となるように所要の措置を講じ、復旧事業の迅速を期するように努めるものとする。

4 災害復旧にともなう財政援助及び緊急融資の確保

災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担する財源を確保するための所要の措置を講じ、復旧事業の早期実施がはかられるようにするものとする。

災害復旧資金の緊急需要が生じた場合において、災害つなぎ資金の確保に努めるものとする。

【災害復旧事業に関する国の財政援助】・・・資料編「15-13」

5 災害復旧技術員の確保

市長は、災害復旧にあたり被災施設等の測量、設計書の作成その他の事務を処理するための人員に不足を生じたときは、被災をまぬがれた市町村又は県及び行政機関へ職員の派遣を要請し、技術員の確保を図るものとする。

なお、必要に応じて、公益社団法人全国防災協会の「災害アドバイザー制度（災害復旧技術専門家派遣制度）」を活用し、専門家の指導・助言を得るものとする。

第5節 民間施設等の災害復旧資金対策

担当課	農林課、商工観光課、都市建設課
-----	-----------------

被災した民間施設の早期復旧を図るために必要な復旧資金、復旧資材等について斡旋指導を行うとともに、住宅の復旧資金、生業資金等の融資の斡旋等被災者の生活確保の措置を講じて、民生の安定及び社会経済活動の早期回復に努めるものとする。

1 農林漁業復興資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るために、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（天災融資法）、（株）日本政策金融公庫法により融資する。

（1）天災融資資金（天災融資法）

- ア 融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資し、政令で定められた範囲において、利子補給、損失補償を受ける。
- イ 激甚災害に指定された場合は、貸付限度額、償還期間について優遇する。

（2）株式会社日本政策金融公庫資金

株式会社日本政策金融公庫資金は、施設の復旧、経営再建及び収入減補填等に必要な農林漁業災害復旧資金及び自作農経営の維持に著しい支障が生じた農業者に対する自作農維持資金を融資する。

2 中小企業復興資金

被災した中小企業者に対する資金対策としては、普通銀行、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫等の融資、信用保証協会による融資の保証、災害融資特別市費預託等により施設の復旧に必要な資金並び事業費の融資が行われる。これらの融資が円滑に行われ、早期に経営の安定が得られるよう要請する。

（1）日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の政府系中小企業金融機関の「災害復旧貸付制度」

適用を促進するため、関係機関に対し要請を行う。

（2）地元一般銀行等金融機関に対し、中小企業融資の特別配慮を要請し協力を求める。

3 住宅復興資金

住宅金融支援機構の融資のあっせんを次のとおり行う。

（1）個人住宅建設資金特別貸付け

ア 地すべり等関連住宅融資

なだれ、地すべり又は崖崩れ等により、人体、生命に危険を及ぼすおそれがある地域内に居住している者が、当該地域外に移住する場合に貸し付ける。

市長は、「災害危険地域内に居住し、当該地域外に移住する旨の証明書」を発行するものとする。

（2）災害復興住宅融資

被災地における滅失家屋の状況を調査し独立行政法人住宅金融支援機構法に規定する災害復興住宅融資の融資適用に該当するときは、被災者に対し当該融資が円滑に行われるよう、借入手続等を指導するものとする。

第6節 被災者への生活援護

担当課	社会福祉課、商工観光課、都市建設課、企画政策課、税務課、教育総務課
-----	-----------------------------------

被災者の居住並びに職業を確保し、生活の安定を図るために、次の措置を取るものとする。

1 災害援護資金等の貸付

災害により住家等に被害があった場合、災害救助法の適用時は、生活の立て直しの資金として、小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害援護資金を貸し付ける。また、同法の適用に至らない小災害時には、生活福祉資金の活用を図る。

(1) 災害援護資金の貸付 [担当：社会福祉課]

地震等の災害により、世帯主の負傷及び住居・家財に損害を受けた世帯に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金を貸付ける。

貸付対象	地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯でその世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額																								
貸付金額	<p>対象被害及び限度</p> <p>(1) 世帯主が負傷した世帯</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 家財、住居の損害なし</td> <td style="width: 15%;">150万円</td> </tr> <tr> <td>② 家財の損害あり</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居が半壊</td> <td>270万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居が全壊</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>(2) 世帯主が負傷しない世帯</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 家財の損害あり</td> <td style="width: 15%;">150万円</td> </tr> <tr> <td>② 住居が半壊</td> <td>170万円</td> </tr> <tr> <td>③ 住居が全壊</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>④ 住居が滅失・流出</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>(3) 住居が半壊、全壊の被害を受け、住居を建て直す場合にその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯</td> <td style="width: 15%;">350万円</td> </tr> <tr> <td>② 世帯主の負傷がなく</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ア 住居が半壊の世帯</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td>イ 住居が全壊の世帯</td> <td>350万円</td> </tr> </table> <p>(注) ① 世帯主の負傷 全治1ヶ月以上の要療養負傷 ② 家財の損害 その家財の価格のおおむね1/3以上の損害</p>	① 家財、住居の損害なし	150万円	② 家財の損害あり	250万円	③ 住居が半壊	270万円	④ 住居が全壊	350万円	① 家財の損害あり	150万円	② 住居が半壊	170万円	③ 住居が全壊	250万円	④ 住居が滅失・流出	350万円	① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯	350万円	② 世帯主の負傷がなく		ア 住居が半壊の世帯	250万円	イ 住居が全壊の世帯	350万円
① 家財、住居の損害なし	150万円																								
② 家財の損害あり	250万円																								
③ 住居が半壊	270万円																								
④ 住居が全壊	350万円																								
① 家財の損害あり	150万円																								
② 住居が半壊	170万円																								
③ 住居が全壊	250万円																								
④ 住居が滅失・流出	350万円																								
① 世帯主が負傷し、住居が半壊した世帯	350万円																								
② 世帯主の負傷がなく																									
ア 住居が半壊の世帯	250万円																								
イ 住居が全壊の世帯	350万円																								
貸付条件	<p>(1) 据置期間 3年（特別5年）</p> <p>(2) 償還期間 据置期間経過後7年（特別5年）</p> <p>(3) 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>(4) 貸付利率 年3%以内で市長が定める率</p>																								

(2) 生活福祉資金の貸付 [担当：小矢部市社会福祉協議会（社会福祉課）]

災害により被害を受けた低所得世帯等における速やかな自立更生のために、富山県社会福祉協議会が民生委員児童委員、小矢部市社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金の貸付けを行う。

① 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ 貸付限度額 150万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

② 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

ア 貸付対象者 低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯に限る。）

イ 貸付限度額 250万円以内

ウ 償還期間 6月以内の据置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

エ 利率 無利子。ただし、連帯保証人がいない場合にあっては、年1.5%

【生活福祉資金貸付けの内容】・・・資料編「15-14」

(3) 母子寡婦福祉資金の貸付け [担当：富山県母子寡婦福祉会（社会福祉課）]

災害により被害を受けた母子・寡婦世帯に対して、母子及び寡婦福祉法により、貸付を行なう。

【母子寡婦福祉資金貸付けの内容】・・・資料編「15-15」

(4) 富山県勤労者生活資金融資制度 [担当：北陸労働金庫（商工観光課）]

災害により被害を受けた勤労者又はその家族に対して、生活の復旧に必要な資金の貸付を行なう。

2 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金の支給

市長は、地震等の災害により市民が死亡した場合には、遺族に対して災害弔慰金を支給する。（小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例）

また、地震等の災害により身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。（小矢部市災害弔慰金の支給等に関する条例）

ア 災害弔慰金の支給 [担当：社会福祉課]

受給遺族の範囲・・・配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹（ただし、当該配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存しない場合で、かつ、死亡した者と同居又は生計を同じくしていた者に限る）

イ 災害障害見舞金の支給 [担当：社会福祉課]

地震等の災害により負傷し、又は疾病にかかり、精神又は身体に障害を受けた市民に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

支給額	① 生計維持者の場合 250万円 ② その他の者の場合 125万円
対象となる障害の程度	① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

(2) 被災者生活再建支援金の支給

【支給対象】

① 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害
 イ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害
 ウ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
 エ ア又はイに規定する被害が発生した市町村以外の市町村(人口10万未満のものに限る)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
 オ 隣接県においてアからウまでに規定する被害のいずれかが発生した場合における当該県に隣接する県内の市町村(人口10万未満のものに限る)の区域であって、5以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害
 カ ウ又はエに規定する被害が発生した都道府県が2以上ある場合における県内の市町村(人口10万未満のものに限る。)の区域であって、5(人口5万未満の市町村にあっては、2)以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生したものに係る自然災害

② 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
 イ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
 ウ 災害による被害が発生する危険な状況が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯
 エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯((3)において「大規模半壊世帯」という。)

【支給金額等】

③ 支給金額等

- ア 県は被災世帯となった世帯の世帯主に対し、申請に基づき被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給を行う。
 イ 被災世帯(その属する者の数が1である世帯(オにおいて「単数世帯」という。)を除く。以下(3)において同じ。)に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)に、当該被災世帯が次に掲げる世帯の区分であるときは、当該各区分に定める額を加えた額とする。
- ① その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 200万円
 - ② その居住する住宅を補修する世帯 100万円
 - ③ その居住する住宅(公営住宅法第2条第2号に規定する公営住宅を除く。)を賃借する世帯 50万円
- ウ イの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりイの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、100万円(大規模半壊世帯にあっては、50万円)にイの①から③までに定める額のうち最も高いものを加えた額とする。
- エ イ及びウの規定にかかわらず、当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯であって被災者生活再建支援法施行令第3条第1項各号に定める世帯の世帯主に対する支援金の額は、同条第2項及び第3項に定める額とする。
- オ 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イからエまでの規定を準用する。この場合において、イ及びウの規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5,000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」と読み替えるものとする。

3 市税の減免等

被災者に対し、税務課は、地方税法及び市条例により租税等の徴収猶予及び減免等の緩和措置をそれぞれの実態に応じ適時適切に講じる。

(1) 市税の納税緩和措置

ア 納税期限の延長

災害により、納税義務者等が期限内に申告その他書類の提出又は市税を納付若しくは納入することができないと認めるとときは、次の方法により当該期限を延長する。

① 災害が広域にわたる場合は、市長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

② その他の場合、被災納税義務者等による申請があったときは、災害がおさまった後2か月以内に限り、市長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が市税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に1年以内の延長を行う。

ウ 滞納処分の執行の停止等

災害により、滞納者が無財産となる等被害を受けた場合は、滞納処分の執行の停止、換価の猶予及び滞納金の減免等適切な措置を講じる。

エ 減免

被災した納税義務者に対し、該当する各種目について次により減免を行う。

税目	減免の内容
個人の市民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値を減じた固定資産について減免を行う。
国民健康保険税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
軽自動車税	
特別土地保有税	災害により、区画又は形質が変化し、著しく価値を減じた土地について、被災の程度に応じて減免を行う。

(2) 保育料・幼稚園授業料の減免

災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて減免を行う。

4 郵便物の特別取扱い

災害が発生した場合、公衆の被災状況並びに被災地の実情に応じて、郵政事業にかかる災害特別事務取扱及び援護対策を実施する。

災害発生時には、日本郵便株式会社は必要に応じ、次の事業を実施する。

(1) 被災地あての小包郵便料金・救助用現金書留郵便物の料金免除

(2) 郵便はがき等の無償交付 … 1世帯あたり通常ハガキ5枚、郵便書簡1枚

(3) 災害関係電報料金の免除又は後払い等の措置実施

(4) 災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災事情によるときは、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替及び郵便年金、保険金、貸付金等の一定金額以内の非常即時払い、ならびに保険料、年金掛金の特別払込猶予等

(5) 被災者の救援を目的とする寄付金送金のための郵便振替の料金免除

5 公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は消失した低額所得の被災者に対する住宅対策として、必要に応じて公営住宅を建設し、住居の確保を図るものとする。

この場合において、滅失又は焼失した住宅が公営住宅法に定める入居基準に該当するときには、災

害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるように努めるものとする。

6 職業のあっせん

被災者が災害のため収入の途を失い、他に就職する必要が生じた場合は、関係機関に協力を要請し、その実情に応じて適職、求人の開拓を行い、広く就職の機会を求める等の方法による職業のあっせんを行うものとする。

7 生活保護

被災者の恒久的生活確保の一環として、次の措置を講じるものとする。

- (1) 生活保護法に基づく保護の要件を具備した被災者に対しては、その困窮の程度に応じて最低生活を保証し生活の確保を図る。
- (2) 被保護世帯が災害のため家屋の補修等を必要とする場合で、災害救助法の適用がなかったときは、関係機関等に補修費等の支給を要請する。

8 被災者台帳の作成

市（企画広報班）は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

9 罹災証明書の発行

罹災した世帯の生活再建復興のための各種施策の手続きには、被災した事の証明が必要であるため、罹災証明書を発行する。

(1) 発行手続き

罹災証明書の発行事務は、企画広報班において取り扱う。

罹災証明書の発行は、被災者の申請に基づき、被災者台帳を確認することにより行う。

なお、被災者台帳で確認できないときは、申請者の立証資料をもとに客観的な判断で行う。

(2) 証明の範囲

罹災証明書の発行は、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の種類の被害とする。

ア 人的被害

- ① 死亡
- ② 行方不明
- ③ 負傷

イ 物的被害

- ① 全壊、全焼、流失
- ② 半壊、半焼
- ③ 一部損壊、床上浸水、床下浸水
- ④ その他の物的被害

(3) 証明手数料

罹災証明書の証明手数料は、小矢部市手数料条例の定めるところによる。

【罹災証明書】・・・様式集「様式20」

第7節 復興の基本方針

担当課	全課
-----	----

震災により被災した地域の復旧・復興においては、民生安定のための各種の緊急対策を講じ、被災者の生活再建を支援するとともに、激甚災害の指定等により、再度の災害発生の防止に配慮した公共施設等を復旧し、より安心で安全な地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

また、被災した場合に、迅速かつ円滑な復旧・復興を図る長期的復興計画を作成するため、復興対策の研究や他県の先進事例を調査するものとする。

(1) 復興計画の作成

大規模な災害により甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

(2) 防災まちづくり

防災まちづくりに当たっては、避難路、緊急避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全区の整備、ライフラインの耐震化、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とする。

復興のため、市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民の合意を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。